

令和6年度人権施策推進会議の意見に対する市の対応状況について

資料3 ②

人権分野：災害に伴う人権問題

対象施策：震災時避難所における取組みについて

所管課：危機管理課、障害福祉課

(1) 人権擁護の担保について

推進会議意見	対応状況（令和8年4月現在）
【震災時避難所の運営（ジェンダーへの配慮）】※報告書4頁 ・更衣室については、男女別の更衣室とは別に誰でも利用のできる更衣室も準備できるとよい。	令和6年度に全避難所へプライバシーを配慮したポップアップ式のパーテーションを40個ずつ配置し、プライバシーを守れる空間を確保しました。
【震災時避難所の運営（子ども連れの家族への配慮）】 ※報告書5頁 ・学校の状況を勘案しながら、 十分なスペースを確保 できるよう、引き続き学校と調整を行う必要がある。	令和7年度から避難所運営マニュアルに災害時の子どもの居場所について明記しました。 引き続き、各学校と避難所運営委員会との間で、スペース確保についての調整を進めていきます。
・子ども同士だけでなく高齢者との交流が広がるようなスペースがあると、避難者にとって心の支えになるものと考える。	子どもと高齢者との交流について、避難所運営マニュアルへの明記を検討していきます。
【震災時避難所の運営（障害者や特別な配慮を必要とする高齢者への配慮）】※報告書5頁 ・学校の状況を勘案しながら、十分なスペースを確保できるよう、引き続き学校と調整を行うとともに、市立小中学校以外に専用スペースを確保できる場所を検討する必要がある。	避難所として確保できる部屋・スペースは学校ごとに異なるため、引き続き各学校と避難所運営委員会との間で検討を進めていきます。
・一次福祉避難所は避難者のご家族による自主運営となるが、避難生活を送る中では要援護者のみならずご家族も平穏に暮らせるような体制を構築する必要がある。	今後も一次福祉避難所を含めた避難所生活について、避難所運営委員会で検討していきます。
・避難所の中に一次福祉避難所を開設することや二次、三次といった福祉避難所へ移行できるのかは未知数である。専門家や避難所運営をされた経験者などの意見を参考にすることも必要である。	災害時要援護者のうち、特に手厚い支援が必要と想定される方（医療的ケア児者、重度障害者、寝たきり高齢者等）については、二次・三次福祉避難所への直接避難を念頭に置いて、福祉部局で個別避難計画の作成等をモデル的に進めています。
【震災時避難所の運営（情報弱者（外国人など）への配慮）】 ※報告書6頁 ・コミュニケーション手段として避難所ボランティアに協力していただくこともよい。	各種スキルを持つ市内在住、在勤、在学の方にご協力いただく「避難所ボランティア事前登録制度」を令和6年4月1日から開始しました。 通訳ボランティアについては、現在7名が登録しています。
・障害者や外国人などの 情報弱者とのコミュニケーション手段としてコミュニケーションボードは有用である。 コミュニケーションに関する内容をさらに充実させていただきたい。また、コミュニケーションボード以外にも情報弱者との コミュニケーション手段は多数あるので、新たな手法の検討も進めてほしい。	防災収納庫内に、コミュニケーションボードを保管しています。Google翻訳機能を活用する場合もあるため、避難所におけるインターネット環境、電源を拡充し、施設管理者が不在でも避難所支援班が災害時貸出用PCを調達できる運用になるよう調整しました。

【震災時避難所の運営（持病を持っている方への配慮）】 ※報告書 6 頁 ・避難所生活の支援として避難所ボランティアに協力していただくこともよい。	各種スキルを持つ市内在住、在勤、在学の方にご協力いただく「避難所ボランティア事前登録制度」を令和 6 年 4 月 1 日から開始しました。 救護（看護系）・介護ボランティアについては、現在78名が登録しています。
・各避難所の中でも状況は異なるが、中学校の生徒会や福祉関係の経験者に協力を仰ぐこともよい。	中学校で防災講話を実施し、避難所の体制について理解と協力を仰いでいます。町内会向けに実施している自主防災講習会において、避難所ボランティア事前登録制度の案内も行っています。登録者には、フォローアップ研修を実施し、避難所の体制への協力を仰いでいます。
【震災時避難所の運営（性的マイノリティの方への配慮）】 ※報告書 7 頁 ・性的マイノリティの方への配慮について、避難所運営委員会や訓練をとおして繰り返し伝えることで、理解を深めていく必要がある。	運営委員会や訓練だけでなく、町内会向けの自主防災育成講習会や出前トークにおいても配慮について継続して周知しています。
・更衣室については、男女別の更衣室とは別に誰でも利用のできる更衣室も準備ができるとよい。	令和 6 年度に全避難所へプライバシーを配慮したポップアップ式のパーテーションを40個ずつ配置し、プライバシーを守れる空間を確保しました。
【震災時避難所の運営（その他）】※報告書 7 頁 ・<u>避難所ボランティア制度を知らない人が多いので、市の広報誌などにより積極的に制度を周知していただきたい。</u>また 2 次元コードを利用するなどして簡単な手法で申込みができると登録者の増加にもつながる。	制度を開始した令和 6 年度に続き、令和 7 年度は<u>広報誌などで積極的に広報しました。</u>また、紙媒体だけでなく<u>避難所運営委員会、自主防災指導員育成講習会、出前トーク、市内看護系学校においても積極的に周知、広報しています。</u>申込み方法については、複合的な対応ができるよう検討していきます。
【一次福祉避難所の併設】※報告書 8 頁 ・要援護者の特性や必要な支援について、各地域の避難所運営委員会に周知・啓発を行っていくことが必要である。	各地域の運営委員会で周知・啓発を行うとともに、出前トークにおいても周知・啓発を行っています。
・一次福祉避難所は避難者のご家族による自主運営となるが、避難生活を送る中では要援護者のみならずご家族も平穏に暮らせるような体制を構築することが必要である。	「災害時の障害のある方への配慮とサポートについて一障害のある方を理解するためのガイドブック」を作成し、配架・ホームページ上で公開しています。 災害時要援護者のうち、特に手厚い支援が必要と想定される方（医療的ケア児者、重度障害者、寝たきり高齢者等）については、二次・三次福祉避難所へ直接避難を念頭に置いて、福祉部局で個別避難計画の作成等をモデル的に進めています。一次福祉避難所への避難が想定される災害時要援護者およびその家族への対応については、障害福祉課と危機管理課とが連携して検討を進めています。

【要援護者の避難支援】※報告書 8 頁 ・<u>要援護者の避難支援については、避難所運営訓練などを利用して町内会・自治会と民生委員児童委員、さらに消防団が連携した訓練を実施することで体制を根付かせる必要がある。</u>	令和 5 年度に<u>消防団を含めた関係団体が連携して実施した要援護者安否確認訓練をモデルケースとし、訓練の実施を呼びかけています。これまでに令和 6 年度に 3 件、令和 7 年度に 1 件実施しました。</u>
・災害時要援護者の名簿について、民生委員児童委員および町内会・自治会の方から活用方法がわからないとの声があるので、関係者に対して名簿の活用方法の説明をしっかりと行う必要がある。	災害時要援護者名簿の活用方法については、出前トーク等で積極的に周知しています。それでも周知は十分でないため、2 月の全体名簿送付時に活用方法に関する案内を同封するなどして、受け取り側がわかりやすくなるような対応をしていきます。
・要援護者の安否確認や避難所までの避難支援に関して、避難所運営マニュアルに記載するなど工夫したほうがよい。	避難所運営マニュアルは避難所内の運営が対象のため、避難所までの避難支援や安否確認の項目は記載していません。現在は、要援護者への避難所内における配慮事項のみ記載しています。
【避難所運営委員会の結成】※報告書 9 頁 ・自主防災組織、学校長、市職員が役割分担に基づく連携をとられているものとする。さらにより良い運営となるよう連携を深めていきたい。	各避難所運営委員会では、原則年 1 回の訓練に向けて運営 3 者（自主防災組織・学校・市）で事前に会議等を行い、災害時の体制や役割分担を確認しています。今後もより良い運営となるよう連携を深めていきます。
・各地域によって地形や住民の数は様々であり、地域の特性を理解した準備が必要である。運営 3 者が情報交換を重ねておくことが重要である。	学校の状況によって差はありますが、定期的に会議等を行い情報共有をしています。
・各地域の避難所運営委員会では避難所運営訓練を実施されているが、近隣住民等からは実施されていることを知らないといった声もある。地域住民等が同訓練に参加することで震災を「自分ごと」として考えるきっかけとなるので、避難所運営訓練の実施に関する周知を強化したほうがよい。	回覧板等を活用した地域内周知の方法を各避難所運営委員会に案内していきます。また、市ホームページでの開催日掲載など、市としてできる周知強化策も検討していきます。
・働いている世代は地元にはいない可能性もあり避難所の立ち上げに協力できない可能性を考慮して、時間帯によって異なる想定をした避難所運営計画を立てることもよい。	平日の日中／夜間・休日など時間帯によって参集人員が異なることを踏まえ、初動体制や役割分担を確認する訓練を実施するよう、各避難所運営委員会に周知および助言していきます。
・学校等のトイレは内開きが多く簡易トイレを置くとドアが閉まらないといったケースもあるため、避難所訓練においてトイレの開設訓練等も行うとよい。	令和 7 年度に簡易トイレ開設訓練を実施した事例もあります。参加人数が多く、見学や動線の確保が難しい場合があるため、各会場・各避難所の実情に応じた形で実施方法を提案していきます。
・<u>避難所運営においては、偏った意見とならないよう多様な意見を取り入れることが重要である。</u>そのためには避難所運営委員会の構成員は性別や年代が異なる多様な構成となることが望ましい。<u>市が実例を挙げながら助言をするなどして多様な意見の出やすい避難所運営委員会が増えるよう取り組んでいきたい。</u>	避難所運営マニュアルでは、多様なニーズや視点を避難所運営に反映させる観点から、<u>各活動班の班長・副班長のうち少なくとも 1 名は女性を選任することとしています。</u>今後も引き続き<u>平常時の避難所運営委員会において、性別や年代が偏らない多様な構成となるよう、周知および助言を行っていきます。</u>必要に応じて他地区の事例等も紹介し、多様な意見が出やすい委員会づくりを後押ししていきます。
・避難所運営における地域と学校との関係は重要であり、学校長が変わるたびに学校側の体制が変わることは望ましくない。地域と学校とが連携できるよう市から働きかけを行っていただきたい。また、避難者へのケアを行う上で各学校に配属されている養護教諭や登校支援に関する相談員なども協力をしていただけるとよい。	教育委員会と連携し、学校と地域の継続的な協議・情報共有の場づくりや、引継ぎ時にも活用できる連絡体制・役割分担の整理を進めていきます。あわせて、避難者ケアの観点から、養護教諭等の協力についても、教育委員会と調整していきます。

【備蓄物資について】※報告書10頁 ・緊迫した時に失念しがちな他人へのマナー等を喚起するために、他都市の例を参考にしながら避難所でのマナーなどを記した張り紙を準備しておくこともよい。	避難所運営マニュアルの「避難所での生活ルール」等に追記するなど、マナー等の喚起の方法を検討していきます。
・地域住民の数に応じた物資の確保については、専門家や避難所運営をされた経験者などの意見を参考にすることも必要である。	神奈川県地震被害想定調査書に基づく避難者数を踏まえ、過去の大規模災害に関する各種報告や専門家の講演内容等を参考に、令和8年4月に横須賀市防災備蓄計画を策定しました。食料、携帯トイレ、生理用品等の備蓄量の算定にあたっては、人口、性別、年代等のデータを基礎として設定しています。
・避難所ではトイレの整備を第一に考える必要がある。トイレの足りていないところにトイレトレーラーを準備することもよい。	令和8年度中にトイレカーの導入を予定しています。災害時の配置や運用について検討を続けていきます。

(2) 当事者の視点について ※報告書11頁

推進会議意見	対応状況（令和8年4月現在）
・避難所の運営体制を地域住民に広く周知できるよう、継続して避難所運営訓練を実施していく必要がある。	避難所運営委員会の活動状況は地区によって異なるため、全地区の避難所運営訓練が実施できるよう、継続して市から各地域に働きかけを行っていきます。
・避難所運営マニュアルのほか各種パンフレット等により避難所における人権への配慮を促している。各種パンフレットが避難所運営マニュアルとは別になっていることで周知が行き届かない可能性もあり、様々な工夫により人権に配慮した運営となるよう避難所運営委員会に伝えていただきたい。	避難所運営マニュアルの記載内容は毎年度見直しており、令和7年度は「子どもの居場所づくり」について追記しました。今後も継続して内容の見直しを行い、各避難所運営委員会に発信していきます。
・避難所運営スタッフも被災者であり避難者として安心した生活ができるよう、スタッフとしての役割を明確化するなどして準備を整えておく必要がある。	避難所運営委員会の主な活動を担う活動班の役割について、避難所運営マニュアルの中で詳細に記載しています。
・体育館内の避難者のレイアウトは町内会・自治会ごとの区分けを予定しているが、早く来た方からスペースを確保していく状況も考えられ、要援護者等がトイレに行きづらいといった現象が起こらないような配置の検討も必要である。	避難所運営マニュアルにおいて、あらかじめ町内会・自治会ごとの区分けがされています。区分けの中で高齢者等の移動が困難にならないよう、各町内会・自治会で調整を図ることを周知していきます。
・独身で独居の方も一人で避難するといった視点も必要であり、一人で避難する人に対する支援も必要であることも視点として持っていてほしい。	避難所運営委員会や訓練を通じて「共助」の大切さを発信していきます。

(3) 周知・啓発について ※報告書12頁

推進会議意見	対応状況（令和8年4月現在）
・市職員については、講座や研修会の参加により知識向上を図り、適切な啓発を行っていただきたい。	職員一人ひとりの知識・理解が適切な啓発や住民対応の質に直結するため、講座や研修参加による知識向上に積極的に取り組んでいます。
・地域住民等へは、町内会・自治会や市の掲示板等に災害時の心得などを掲出することで、町内会・自治会未加入の方にもいつ起こるかわからない災害のことを「自分ごと」として考えてもらうきっかけとすることができる。	市公式LINEや市ホームページなど様々な情報網を使って必要な情報発信をしています。いただいたご意見を参考として、今後も掲示板の活用を含めたあらゆる情報網による発信を検討していきます。
・興味のない人には必要な情報が届かないものであり、そのような人たちがいることを前提とした情報発信のシステムを作っていく必要がある。	防災行政無線、市ホームページや市公式LINE等の通知、広報掲示板などを使用して情報発信をしています。デジタルで届きにくい層には、地域の町内会等と協力することで、多くの方々に情報が伝達できる体制の構築を図っていきます。
・各避難所運営委員会によって特色があり、様々な取り組みが行われている。市が市内の各避難所運営委員会の活動紹介をされれば、自身の不足や新たな取り組みの発想につながるものとする。	各避難所運営委員会の活動内容について、市ホームページや補助金のお知らせとあわせて案内しています。他避難所の良い取り組みが広がるよう、各避難所運営委員会の中でも情報共有をしていただくようしています。

(4) 関係機関等の連携について ※報告書12頁

推進会議意見	対応状況（令和8年4月現在）
・避難所運営訓練などを利用して、町内会・自治会と民生委員児童委員、さらに消防団が連携した訓練を実施することで体制を根付かせる必要がある。	令和5年度に消防団を含めた関係団体が連携して実施した要援護者安否確認訓練をモデルケースとし、訓練の実施を呼びかけています。これまでに令和6年度に3件、令和7年度に1件実施しました。
・災害時要援護者の名簿について、民生委員児童委員および町内会・自治会の方から活用方法がわからないとの声があるので、関係者に対して名簿の活用方法の説明をしっかりと行う必要がある。	災害時要援護者名簿の活用方法については、出前トーク等で積極的に周知しています。それでも周知は十分でないため、2月の全体名簿送付時に活用方法に関する案内を同封するなどして、受け取り側がわかりやすくなるような対応をしていきます。
・遠方の自治体等との相互支援の協定を締結するなどをして、広域での助け合いが図られるとよい。	中核市の枠組みでの相互支援などを合わせ、約100の自治体と相互支援に関する協定を締結しています。
・学校体育施設開放を利用しているスポーツクラブにも避難所運営委員会として役割を担っていただくこともよい。	現時点では施設開放利用者の参加はありません。今後の委員会の中で参考とさせていただきます。

(5) 研修について ※報告書13頁

推進会議意見	対応状況（令和8年4月現在）
・避難所支援班に対して、震災時の人権等に配慮した避難所運営に関する知識の普及啓発に努めていくことが望ましい。	支援班員に向けて毎年研修を実施しており、ジェンダーや人権等を含んだ内容についても研修を行っています。